

指定給水装置工事事業者の義務等について

水道法及び水道法施行令では、指定給水装置工事事業者は、指定基準に適合していると認められた者が指定され、指定給水装置工事事業者とその選任した主任技術者には、義務と職務等が定められています。このため、指定基準に適合しなくなったとき、適正な給水装置工事事業者の事業運営をすることができないと認められるとき等には、指定を取り消される場合があります。

つきましては、以下のことに注意しながら、円滑に給水装置工事を施行いただくようお願いいたします。

指定基準

1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者となる者を置く者であること。
2. 厚生省令で定める機械器具を有する者であること。
3. 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者（民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む）
 - (2) 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者。
 - (3) 指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者。
 - (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
 - (5) 法人で、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの。

指定給水装置工事事業者の義務

1. 指定給水装置工事事業者は、次に掲げる給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業運営に努めなければならない。
 - (1) 給水装置工事ごとに主任技術者を指名すること。
 - (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び分岐点から水道メーターまでの工事に際して、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又は監督させること。
 - (3) 上下水道事業管理者の承認を受けた工法・工期その他の条件に適合するよう、工事を施行すること。
 - (4) 主任技術者等の研修の機会を確保すること。
 - (5) 水道法施行令第 4 条に定める構造材質の基準に適合した材料を使用し、給水装置工事に適切な機械器具を使用すること。

- (6) 施行した給水装置工事ごとに主任技術者に必要事項を記載した記録を作成させ、当該記録を3年間保存すること。
2. 指定給水装置工事事業者は、設計審査を受けるため、設計審査に係る申請書に設計図を添えて申請しなければならない。
 3. 指定給水装置工事事業者は、工事検査を受けるため、工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請をしなければならない。検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて検査を受けなければならない。
 4. 上下水道事業管理者が、給水装置の検査の必要があると認めるときは、その求めに応じ主任技術者を立会わさなければならない。
 5. 上下水道事業管理者が、給水装置工事に関して、必要な報告又は資料を求めたときは、提出しなければならない。

主任技術者の職務

1. 給水装置工事に関する技術上の管理
2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第4条に定める基準に適合していることの確認
4. 給水装置工事に関し、上下水道事業管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - (1) 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - (2) 上下水道事業管理者の承認を受けた工法、工期、その他の条件に関する連絡調整
 - (3) 給水装置工事を完了した旨の連絡
5. 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

指定給水装置工事事業者の取消基準

1. 指定基準に適合しなくなったとき
2. 主任技術者を選任しなかったとき及び選任又は解任の届出をしなかったとき。
3. 事業所の名称、所在地、事業の廃止、休止その他の変更の届出をしなかったとき。
4. 指定給水装置工事事業者の事業運営基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
5. 給水装置工事主任技術者の立会いを拒んだとき。
6. 給水装置工事に関し、必要な報告又は資料の提出を拒んだとき、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
7. 水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きい給水装置工事を施行したとき。
8. 不正な手段により指定を受けたとき。